

八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付実施要領

(目的)

第1条 この要領は、八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を円滑に実施するために、運用上の留意事項を定めるものとする。

(補助対象地域)

第2条 要綱第4条の当分の間とは、7年以上の間とする。

(交付申請書)

第3条 要綱第7条第2項第2号の見積書は、費用が項目別に確認でき、かつ、単価及び数量を確認できるものとする。（別紙1例示）

2 要綱第7条第2項第6号の既存単独処理浄化槽の処分計画を示す書類は（別紙2）のとおりとする。

3 要綱第7条第2項第6号の既存くみ取便所の処分計画を示す書類は（別紙3）のとおりとする。

4 要綱第7条第2項第8号のその他市長が必要と認める書類とは、工事請負契約書の写し（別紙4例示）及び申請者が住宅を借りている場合における貸主の承諾書とする。

(補助の条件)

第4条 要綱第8条第1号の市長が定める軽微な変更とは、補助事業に要する経費の2分の1以内の変更とする。

2 要綱第8条第2号の市長が定める軽微な変更とは、補助金の額の区分及び浄化槽の名称（型式）の変更を除くものとする。

(実績報告)

第5条 要綱第11条第2項第4号の請求書は、費用が項目別に確認でき、かつ、単価及び数量を確認できるものとする。（別紙5例示）

2 要綱第11条第2項第5号の施工状況の写真は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
- (2) 掘削、基礎工事の状況を示す写真
- (3) 据付工事の状況（浄化槽本体搬入状況を含む）を示す写真
- (4) かさ上げの状況を示す写真
- (5) 上部スラブ工事の写真
- (6) 設置した場合にあっては、放流ポンプ槽の写真
- (7) ブロワ設置状況を示す写真
- (8) 配管工事及び弁の状況を示す写真
- (9) 工事完了後の写真

3 要綱第11条第2項第6号の既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所の処分状況の写真

は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事着工前の写真
- (2) 汚泥くみ取作業の写真
- (3) 消毒作業の写真
- (4) 解体又は掘上作業の写真
- (5) 埋め戻し作業の写真
- (6) 工事完了の写真

4 要綱第11条第2項第7号のその他市長が必要と認める書類は、浄化槽施工結果報告書（別紙6）及び浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書類（別紙7）とする。

（その他）

第6条 要綱、要領に記載されていないものの取扱いについては、別途協議するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
（八千代市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付実施要領の廃止）
- 2 八千代市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付実施要領（平成元年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。